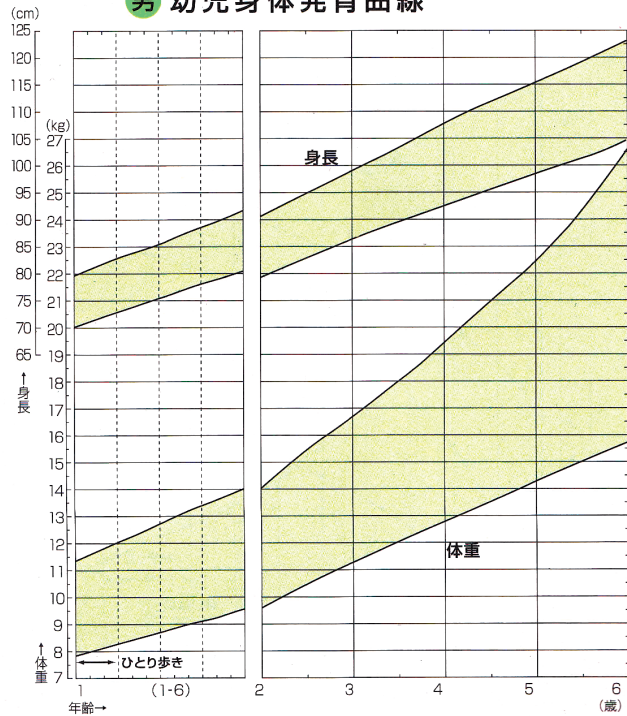


資料編

1. 年齢別 身長・体重の平均値及び標準偏差

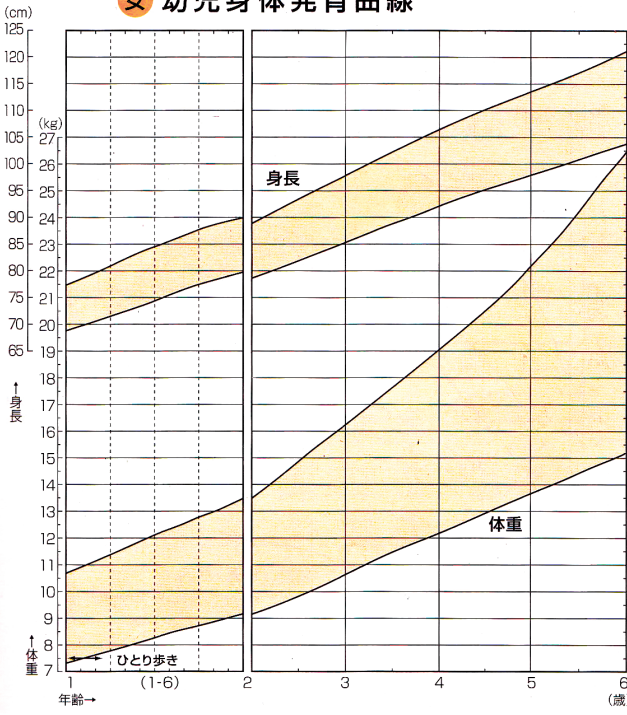
男 幼児身体発育曲線



男		身長 (cm)		体重 (kg)	
		平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
幼稚園	5歳	110.5	4.68	18.9	2.57
小学校	6歳	116.6	4.90	21.3	3.28
	7	122.6	5.27	24.0	4.16
	8	128.2	5.38	27.0	5.02
	9	133.5	5.70	30.3	5.95
	10	138.8	6.10	33.8	7.27
	11	145.0	7.07	38.0	8.23
中学校	12歳	152.3	8.01	43.8	9.65
	13	159.6	7.75	49.0	9.98
	14	165.1	6.71	54.2	9.94
高等学校	15歳	168.3	6.03	59.4	10.93
	16	169.9	5.72	61.3	10.43
	17	170.7	5.79	63.1	10.58

H23年度 文部科学省 学校保健統計調査より

女 幼児身体発育曲線



女		身長 (cm)		体重 (kg)	
		平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
幼稚園	5歳	109.5	4.67	18.5	2.51
小学校	6歳	115.6	4.89	20.8	3.14
	7	121.6	5.13	23.4	3.79
	8	127.4	5.51	26.4	4.73
	9	133.5	6.18	29.8	5.76
	10	140.2	6.75	34.0	6.90
	11	146.7	6.70	38.8	7.77
中学校	12歳	151.9	5.94	43.6	8.08
	13	155.0	5.49	47.1	7.82
	14	156.6	5.30	49.9	7.61
高等学校	15歳	157.1	5.25	51.4	7.93
	16	157.6	5.34	52.4	7.77
	17	158.0	5.31	52.8	7.81

H23年度 文部科学省 学校保健統計調査より

2. 地域の窓口

児童福祉法・児童の虐待防止等に関する法律の改正で、市区町村が通告先となりました。

子どもの虐待を疑ったら、まずその地域の市区町村に電話してください。

団体名	担当窓口	電話番号
豊橋市	子育て支援課	0532-51-2327
岡崎市	家庭児童課	0564-23-6745
一宮市	子育て支援課	0586-28-9141
瀬戸市	家庭児童相談室	0561-82-1990
半田市	子育て支援課	0569-84-0657
春日井市	子ども政策課	0568-85-6229
豊川市	子ども課	0533-89-2133
津島市	家庭児童相談室	0567-24-0350
碧南市	こども課	0566-41-3311
刈谷市	子育て支援課	0566-62-1061
豊田市	子ども家庭課	0565-34-6636
安城市	子育て支援課	0566-71-2229
西尾市	家庭児童支援課	0563-56-3113
蒲郡市	家庭児童相談室	0533-66-1213
犬山市	子ども未来課	0568-61-6288
常滑市	こども課	0569-35-5111
江南市	子育て支援課	0587-54-1111
小牧市	子育て支援課	0568-76-1129
稲沢市	児童課	0587-32-1111
新城市	児童課	0536-23-7622
東海市	子育て支援課	052-603-2211
大府市	家庭児童相談室	0562-46-2143
知多市	子育て支援課	0562-33-3151
知立市	子育て支援係	0566-83-1111
尾張旭市	子育て支援室	0561-53-2111
高浜市	地域福祉グループ	0566-52-9871
岩倉市	児童家庭課	0587-66-1111
豊明市	児童福祉課	0562-92-1120
日進市	家庭児童相談室	0561-73-1402
田原市	子育て支援課	0531-23-3513
愛西市	児童福祉課	0567-25-1111
清須市	子育て支援課	052-400-2911
北名古屋	児童課	0568-22-1111
弥富市	児童課	0567-65-1111
みよし市	子育て支援課	0561-32-8034
あま市	子育て支援課	052-444-3173

団体名	担当窓口	電話番号
長久手市	子育て支援課	0561-56-0616
東郷町	子育て支援課	0561-38-3111
豊山町	福祉課	0568-28-0912
大口町	福祉こども課	0587-94-1222
扶桑町	福祉児童課	0587-93-1111
大治町	民生課	052-444-2711
蟹江町	子育て推進課	0567-95-1111
飛島村	保健福祉課	0567-52-1001
阿久比町	住民福祉課	0569-48-1111
東浦町	児童課児童福祉係	0562-83-3111
南知多町	福祉課	0569-65-0711
美浜町	住民福祉課	0569-82-1111
武豊町	子育て支援課	0569-72-1111
幸田町	児童課	0564-63-5116
設楽町	町民課	0536-62-0511
東栄町	福祉課	0536-76-0501
豊根村	住民課	0536-85-1311

団体名	担当窓口	電話番号
千種区	民生子ども課	052-753-1841
東区	民生子ども課	052-934-1191
北区	民生子ども課	052-917-6518
西区	民生子ども課	052-523-4591
中村区	民生子ども課	052-453-5412
中区	民生子ども課	052-265-2311
昭和区	民生子ども課	052-735-3902
瑞穂区	民生子ども課	052-852-9392
熱田区	民生子ども課	052-683-9911
中川区	民生子ども課	052-363-4411
港区	民生子ども課	052-654-9713
南区	民生子ども課	052-823-9391
守山区	民生子ども課	052-796-4602
緑区	民生子ども課	052-625-3951
名東区	民生子ども課	052-778-3095
天白区	民生子ども課	052-807-3881

3. 児童相談センター（児童相談所）通告先

受付時間：月～金 9：00～17：15（夜間・休日にも緊急の受付はしています。）

児童相談センター一覧は、下記児童相談WEBページからご覧になれます。

(http://www.pref.aichi.jp/owari-fukushi/jiso/annai/map/map_index_new.html)

児童（・障害者） 相談センター	住 所	電話 FAX	管轄区域
愛知県中央児童・ 障害者相談センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1 (愛知県三の丸庁舎7階)	電話 052-961-7250 fax 052-950-2355	瀬戸市・尾張旭市・豊明市・ 日進市・清須市・北名古屋市・ 長久手市・愛知郡・ 西春日井郡
愛知県一宮 児童相談センター	〒491-0917 一宮市昭和1-11-11	電話 0586-45-1558 fax 0586-45-1560	一宮市・犬山市・江南市・ 稲沢市・岩倉市・丹羽郡
愛知県春日井 児童相談センター	〒480-0304 春日井市神屋町713番地の8	電話 0568-88-7501 fax 0568-88-7502	春日井市・小牧市
愛知県海部児童・ 障害者相談センター	〒496-8535 津島市西柳原町1-14 (愛知県海部総合庁舎3階)	電話 0567-25-8118 fax 0567-24-2229	津島市・愛西市・弥富市・ あま市・海部郡
愛知県知多児童・ 障害者相談センター	〒475-0902 半田市宮路町1-1	電話 0569-22-3939 fax 0569-22-3949	半田市・常滑市・東海市・ 大府市・知多市・知多郡
愛知県西三河児童・ 障害者相談センター	〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4 (愛知県西三河総合庁舎9階)	電話 0564-27-2779 fax 0564-22-2902	岡崎市・西尾市・額田郡
愛知県刈谷 児童相談センター	〒448-0851 刈谷市神田町1-3-4	電話 0566-22-7111 fax 0566-22-7112	碧南市・刈谷市・安城市・ 知立市・高浜市
愛知県豊田加茂児童・ 障害者相談センター	〒471-0877 豊田市錦町1-22-1	電話 0565-33-2211 fax 0565-33-2212	豊田市・みよし市
愛知県新城設楽児童・ 障害者相談センター	〒441-1326 新城市字中野6-1	電話 0536-23-7366 fax 0536-23-7367	新城市・北設楽郡
愛知県東三河児童・ 障害者相談センター	〒440-0806 豊橋市八町通5-4 (愛知県東三河総合庁舎1階)	電話 0532-54-6465 fax 0532-54-6466	豊橋市・豊川市・蒲郡市・ 田原市・
電話相談 365日子ども・ 家庭110番	電話相談時間 午前9時から午後5時まで 年中無休	電話 052-953-4152	全 域

名古屋市の方は、下記にご相談ください。

名古屋市中央 児童相談所	〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町4-16 地下鉄鶴舞線川名駅徒歩12分	電話 052-757-6111 fax 052-757-6115	千種区、東区、北区、中区、 昭和区、瑞穂区、守山区、 緑区、名東区、天白区
名古屋市西部 児童相談所	〒454-0875 名古屋市中川区小城町1-1-20 あおなみ線南荒子駅徒歩5分	電話 052-365-3231 fax 052-365-3281	西区、中村区、熱田区、 中川区、港区、南区

児童相談所 全国共通ダイヤル
0570 - 064 - 000

4. 保健所

リンク先 (<http://www.pref.aichi.jp/0000000026.html>)

保健所名	電話番号	名古屋市の保健所	電話番号
一宮保健所	0586-72-0321	千種保健所	052-753-1981
稲沢保健分室	0587-21-2251	東保健所	052-934-1217
瀬戸保健所	0561-82-2196	北保健所	052-917-6553
豊明保健分室	0562-92-9133	西保健所	052-523-4601
春日井保健所	0568-31-2188	中村保健所	052-481-2294
小牧保健分室	0568-77-3241	中保健所	052-251-4566
江南保健所	0587-56-2157	昭和保健所	052-735-3962
師勝保健所	0568-23-5811	瑞穂保健所	052-837-3267
津島保健所	0567-26-4137	熱田保健所	052-683-9682
半田保健所	0569-21-3341	中川保健所	052-363-4461
美浜保健分室	0569-82-0078	港保健所	052-651-6509
知多保健所	0562-32-6211	南保健所	052-614-2812
衣浦東部保健所	0566-21-4778	守山保健所	052-796-4622
安城保健分室	0566-75-7441	緑保健所	052-891-3621
加茂保健分室	0561-34-4811	名東保健所	052-778-3112
西尾保健所	0563-56-5241	天白保健所	052-807-3910
新城保健所	0536-22-2203		
設楽保健分室	0536-62-0571		
豊川保健所	0533-86-3188		
蒲郡保健分室	0533-69-3156		
田原保健分室	0531-22-1238		

豊橋市、岡崎市、豊田市の保健所・保健センターの電話番号

豊橋市保健所・ 保健センター	0532-39-9111	岡崎市保健所	0564-23-6179	豊田市保健所 (障がい福祉課)	0565-33-2940
-------------------	--------------	--------	--------------	--------------------	--------------

5. 保健センター

市町村保健センター名	電話番号	市町村保健センター名	電話番号
尾張地区		春日井市保健センター	0568-91-3755
一宮市中保健センター	0586-72-1121	小牧市保健センター	0568-75-6471
一宮市西保健センター	0586-63-4833	犬山市保健センター	0568-61-1176
一宮市北保健センター	0586-86-1611	(成人) 犬山市市民健康館	0568-63-3800
稲沢市保健センター	0587-21-2300	江南市保健センター	0587-56-4111
稲沢市保健センター 祖父江支所	0587-97-7000	岩倉市保健センター	0587-37-3511
稲沢市保健センター平和支所	0567-46-5600	大口町保健センター	0587-94-0051
瀬戸市福祉保健センター	0561-85-5511	扶桑町保健センター	0587-93-8300
尾張旭市保健福祉センター	0561-55-6800	清須保健センター	052-400-2911
長久手市保健センター	0561-63-3300	北名古屋市保健センター	0568-23-4000
豊明市保健センター	0562-93-1611	豊山町保健センター	0568-28-3150
日進市保健センター	0561-72-0770	津島市総合保健福祉センター	0567-23-1551
東郷町イーストプラザ いこまい館健康課	0561-37-5813	愛西市佐屋保健センター	0567-28-5833
		愛西市佐織保健センター	0567-24-9731
		弥富市保健センター	0567-65-1111

市町村保健センター名	電話番号
あま市七宝保健センター	052-441-5665
あま市美和保健センター	052-443-3838
あま市甚目寺保健センター	052-443-0005
大治町保健センター	052-444-2714
蟹江町保健センター	0567-96-5711
飛島村保健センター	0567-52-1001
知多地区	
半田市保健センター	0569-23-1627
阿久比町オアシスセンター	0569-48-1111
東浦町保健センター	0562-83-9677
武豊町保健センター	0569-72-2500
南知多町保健センター	0569-65-0711
美浜町保健センター	0569-82-1111
常滑市保健センター	0569-34-7000
東海市しあわせ村保健福祉センター	052-689-1600
大府市健康推進課	0562-47-8000
知多市保健センター	0562-33-0050

市町村保健センター名	電話番号
西三河地区	
碧南市保健センター	0566-48-3751
刈谷市保健センター	0566-23-8877
高浜市保健センター	0566-52-9871
安城市保健センター	0566-76-1133
知立市保健センター	0566-82-8211
みよし市保健センター	0561-34-5311
西尾市保健センター	0563-57-0661
西尾市吉良保健センター	0563-32-3001
幸田町保健センター	0564-62-8158
東三河地区	
新城市新城保健センター	0536-23-8551
新城市鳳来保健センター	0536-32-2811
新城市作手保健センター	0536-37-2839
したら保健福祉センター	0536-62-0901
つぐ保健福祉センター	0536-83-2665
東栄町福祉課	0536-76-1815
豊根村保健福祉センター	0536-85-5055
豊川市保健センター	0533-89-0610
蒲郡市保健センター	0533-67-1151
田原市田原福祉センター	0531-23-3515
田原市渥美福祉センター	0531-33-0386

6. 民間機関

●子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA）

虐待に関するいろいろな悩みや困りごとの相談

受付時間 月～土 10:00～16:00

電話番号 052-232-0624

郵便番号 460-0002

所在地 名古屋市中区丸の内1-4-4-404

ホームページ <http://www.capna.jp/index.html>

7. 警察署

連絡は、各警察署生活安全課へ。

警察署所在地のリンク先 (<http://www.pref.aichi.jp/police/syokai/syozaichi.html>)

警察署名	郵便番号	住所	電話番号
千 種	464-0841	名古屋市千種区覚王山通 8 - 6	052-753-0110
東	461-0003	名古屋市東区筒井 1 - 9 - 23	052-936-0110
北	462-0843	名古屋市北区田幡 2 - 15 - 18	052-981-0110
西	451-0065	名古屋市西区天神山町 3 - 25	052-531-0110
中 村	453-0015	名古屋市中村区椿町 17 - 9	052-452-0110
中	460-0012	名古屋市中区千代田 2 - 23 - 18	052-241-0110
昭 和	466-0854	名古屋市昭和区広路通 5 - 11	052-852-0110
瑞 穂	467-0806	名古屋市瑞穂区瑞穂通 2 - 22	052-842-0110
熱 田	456-0022	名古屋市熱田区横田 1 - 1 - 20	052-671-0110
中 川	454-8522	名古屋市中川区篠原橋通 1 - 4	052-354-0110
南	457-0072	名古屋市南区寺部通 2 - 20	052-822-0110
港	455-0032	名古屋市港区入船 2 - 4 - 16	052-661-0110
名古屋水上	455-0033	名古屋市港区港町 1 - 9	052-653-0110
緑	458-0833	名古屋市緑区青山 3 - 20	052-621-0110
名 東	465-8558	名古屋市名東区猪高台 2 - 1009	052-778-0110
天 白	468-0053	名古屋市天白区植田南 1 - 401	052-802-0110
守 山	463-0024	名古屋市守山区脇田町 401	052-798-0110
愛 知	470-0155	愛知郡東郷町白鳥 2 - 1 - 8	0561-39-0110
瀬 戸	489-0889	瀬戸市原山町 1 - 2	0561-82-0110
春日井	486-0849	春日井市八田町 2 - 43 - 1	0568-56-0110
小 牧	485-0041	小牧市小牧 1 - 9	0568-72-0110
西枇杷島	452-0006	清須市西枇杷島町弁天 32 - 2	052-501-0110
江 南	483-8233	江南市木賀町大門 23	0587-56-0110
犬 山	484-0086	犬山市松本町 2 - 1	0568-61-0110
一 宮	491-0859	一宮市本町 1 - 6 - 20	0586-24-0110
稲 沢	492-8268	稲沢市朝府町 15 - 5	0587-32-0110
津 島	496-0047	津島市西柳原町 2 - 8	0567-24-0110
蟹 江	497-0044	海部郡蟹江町大字蟹江新田字八反割 8 - 1	0567-95-0110
半 田	475-0903	半田市出口町 1 - 31	0569-21-0110
東 海	477-0036	東海市横須賀町天寶新田 52 - 1	0562-33-0110
知 多	478-0047	知多市緑町 31 - 1	0562-36-0110
常 滑	479-0837	常滑市新開町 5 - 57	0569-35-0110
中部空港	479-0881	常滑市セントレア 3 - 8 - 3	0569-38-0110
刈 谷	448-0856	刈谷市寿町 1 - 302	0566-22-0110
碧 南	447-0878	碧南市松本町 26 - 1	0566-46-0110
安 城	446-0045	安城市横山町下毛賀知 117	0566-76-0110
西 尾	445-0073	西尾市寄住町下田 14	0563-57-0110
岡 崎	444-0864	岡崎市明大寺町字銭堤 4 - 1	0564-58-0110
豊 田	471-0877	豊田市錦町 1 - 59 - 1	0565-35-0110
足 助	444-2351	豊田市岩神町仲田 6 - 4	0565-62-0110
設 楽	441-2301	北設楽郡設楽町田口字小貝津 6 - 2	0536-62-0110
新 城	441-1354	新城市片山字東野畑 349 - 2	0536-22-0110
豊 川	442-0068	豊川市諏訪 3 - 245	0533-89-0110
蒲 郡	443-0048	蒲郡市緑町 3 - 12	0533-68-0110
豊 橋	440-8503	豊橋市八町通 3 - 8	0532-54-0110
田 原	441-3427	田原市加治町東天神 8 - 2	0531-23-0110

8. 虐待に関する法令

1. 児童福祉法

(昭和二十年十二月十二日法律第六十四号)

最終改正：平成二十三年八月三十日法律第一〇五号

第 一 条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

第二十七条

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置をとることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことがその児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

第三十三条

七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の九において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四条の規定による親権喪失の宣言の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

2. 児童虐待の防止等に関する法律

(平成十二年五月二十四日法律第八十二号)

最終改正：平成二十年十二月三日法律第八十五号

第 一 条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第 二 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第 三 条 何人も、児童に対し、虐待してはならない。

- 第 五 条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 第 六 条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告する義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 第 七 条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項あって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

3. 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律

（平成二十三年六月二十四日法律第七十九号）

- 第 一 条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。
- 第 二 条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。
- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。
- 第 五 条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するように努めなければならない。
- 第 六 条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

マルトリートメントを防ぐために

※マルトリートメントとは子どもの虐待をより広く捉えた言葉です。(P3 参照)

子どもの虐待とは保護者がその子どもに対して行った、①**身体的虐待** ②**性的虐待** ③**ネグレクト** ④**心理的虐待**の4つの行為を言います。(P3 参照) ①と③は歯科と関係が深く、特にデンタルネグレクトの発見は、虐待を早い段階で防いでいくうえで重要です。(P9 参照)

1 歳 6 か月児健診・診察時

1 歳 6 か月児健診の目的のひとつは、子どもの障害や疾病、気になる親子をスクリーニングし、子育て支援が必要と思われる家庭を援助していくことにあります。

1. 問診結果等の確認

母子健康手帳や保健師・歯科衛生士などによる問診結果等を確認する（担当者に聞く）

区 分	確認ポイント	注意するポイント
一般事項	家族構成、出生順位、生活環境	○子どもの養育環境に注意
母子健康手帳	妊娠中、出生後の状況	○未婚、離婚、母親の年齢、既往歴、経済状況 ○健診、予防接種等の履歴、出産時の体重
発育状況	体重・身長が発育状況	○極端な身体発育不良 ネグレクトの可能性
運動発達	正常な運動発達をしているか	○指先で積み木をつまめるか ○自分でコップを持って水が飲めるか ネグレクトの可能性
精神発達	正常な精神発達をしているか	○意味のある言葉を話せるか ○簡単な指示が理解できるか ○精神発達の遅れ ネグレクトの可能性
生活習慣	う蝕リスクとなる生活習慣の有無	○生活リズム（起床、就寝、食事やおやつ時間） ○生活習慣（食事の内容や食べ方、砂糖を含むおやつや飲み物の摂取、卒乳・哺乳瓶の使用、歯磨き・仕上げ磨きの習慣、フッ化物配合歯磨剤の使用状況） ネグレクトの可能性
子育て状況	育児の負担感 育児不安	○子育てに余裕があるか ○子育てを相談する相手がいるか ○子育てを支援してくれる人が周りにいるか 子育て支援の必要性
心配事の有無		○問診票に記載がない場合も歯科医師の立場で尋ねる

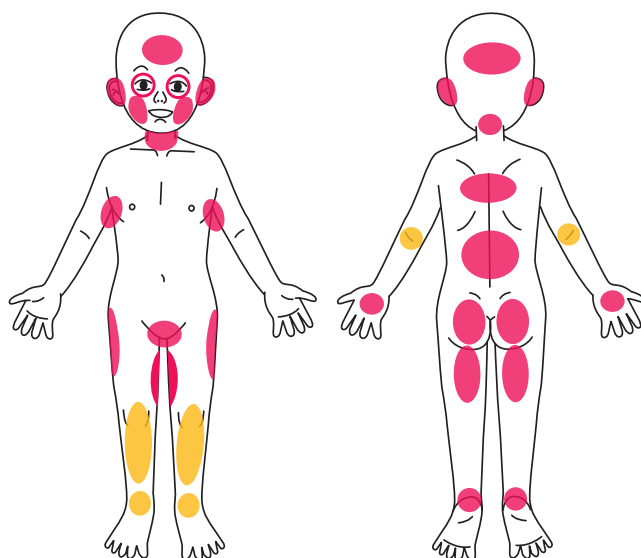
2. 歯科診察の手順と観察

	手 順	観察するポイント
1	入室時の様子	○歩き方、子どもの表情、親子の様子に不自然な点はないか
2	あいさつ 顎顔面・顔貌・口腔機能の視診	○あいさつと同時に、顔面の損傷、骨格や顎骨の偏位、 口唇閉鎖、舌の動きや位置を観察する ネグレクトの可能性 身体的虐待の可能性 ○子ども自身や衣服の清潔度 ○手足の外傷の有無
3	頭部の視診	○歯科医師の膝の上に幼児の頭部を保持した際に、 頭部に外傷性脱毛、傷等がないか観察する 身体的虐待の可能性
4	歯垢付着状況の視診	○多量の歯垢付着 デンタルネグレクトの可能性
5	乳歯の萌出状況	○乳歯萌出の遅れ ネグレクトの可能性
6	う蝕・要観察歯(CO)の視診	○極端にう蝕が多い、重度のう蝕 デンタルネグレクトの可能性
7	口腔軟組織の視診	○重度の歯肉炎 デンタルネグレクトの可能性 身体的虐待の可能性 ○口唇、歯肉、小帯、舌、口腔粘膜、口蓋の損傷
8	その他の異常の視診	○口腔機能の発達の遅れはないか ○子ども虐待の兆候がないか

ここまでで「おや、何かおかしいな」という項目があれば
次の診査項目へ進んで下さい

3. 口腔・顎顔面・頭頸部の診査 (P20, 21, 22 参照)

- 多量の歯垢沈着
- 多数歯にわたるう蝕
- 重度の歯肉炎
- 歯・歯周組織の損傷
 - ・歯の外傷 説明のつかない歯冠破折、歯根破折、変色歯、歯の動揺、歯の脱臼
 - ・口唇、歯肉、舌、口腔粘膜、小帯、口蓋の不自然な傷
- 顎顔面・頭頸部の損傷
 - ・眼 眼の周りのあざや出血点
 - ・耳 耳介部の損傷（不慮の事故による損傷は少ない）聞こえるかどうか
 - ・鼻 鼻骨骨折
 - ・首 点状出血、索状痕（首を絞められた跡）
 - ・頭部 頭皮内の複数の損傷や抜毛痕
 - ・不自然なあざ、皮下出血、変色斑、骨折



4. 全身の診査 (P23 参照)

- あざ
- 打撲傷
- 火傷（たばこ、アイロン、熱湯）
- 骨折（特に2歳以下の骨折に注意）

■ 身体的虐待が疑われる部位
 ■ 日常生活で損傷しやすい部位

5. 子どもの様子 (P15 参照)

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○身長・体重がある時期から増加していない・横ばい ○親の前で萎縮する ○親になつかない ○親と別れても泣かない ○おびえがある ○表情が乏しい | <ul style="list-style-type: none"> ○笑わない ○食行動の異常（がつがつ食べる、過食、拒食） ○自傷行為がある ○身体や衣服が清潔でない ○親の顔をうかがう、ビクビクしている ○異様に甘える |
|--|--|

6. 保護者の様子 (P14 参照)

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○母子健康手帳をきっかけに得られるハイリスクな状態 <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻状態 ・妊娠出産時の状況 ・手帳の発行状況 ・手帳の記載状況 ○病院・スタッフへの不満が多い ○保護者の既往歴（酒・薬物依存、心療内科の受診、うつ病等） ○保険証がない ○子どもへの接し方が不自然 ○しつけに厳しい、子どもをひどくしかる ○疲れた様子がある、表情が暗い | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもにきちんとした食事を与えていない ○子どもの事故に対する配慮がない ○発症や受傷状況が説明できない ○説明が二転三転する ○受診までの時間経過が長い ○子どもの病状、診断、説明に関心がない ○待合室でトラブルをおこす ○経済的に余裕がない ○育児に対する不安がある、余裕がない ○周囲に子育てを支援してくれる人がいない ○親と子の衣服のアンバランス |
|---|--|

★気になる点があれば健診票に記入し、保健師・歯科衛生士等 担当者に伝えてください

★診療所の場合は市区町村の子育て支援課等に連絡しましょう

マルトリートメントを防ぐために

※マルトリートメントとは子どもの虐待をより広く捉えた言葉です。(P3 参照)

子どもの虐待とは保護者がその子どもに対して行った、①**身体的虐待** ②**性的虐待** ③**ネグレクト** ④**心理的虐待**の4つの行為を言います。(P3 参照) ①と③は歯科と関係が深く、特にデンタルネグレクトの発見は、虐待を早い段階で防いでいくうえで重要です。(P9 参照)

3 歳 児 健 診

3歳は自我が芽生える大切な時期です。何でも自分の思い通りにしたがりが、親のいうことを聞かなくなり、子ども虐待が増えていく年齢でもあります。

1. 問診結果等の確認

母子健康手帳や保健師・歯科衛生士などによる問診結果等を確認する（担当者に聞く）

区 分	確認ポイント	注意するポイント
一般事項	家族構成、出生順位、生活環境	○子どもの養育環境に注意
母子健康手帳	妊娠中、出生後の状況	○未婚、離婚、母親の年齢、既往歴、経済状況 ○健診、予防接種等の履歴、出産時の体重
発育状況	体重・身長が発育状況	○極端な身体発育不良 ネグレクトの可能性
運動発達	正常な運動発達をしているか	○クレヨンなどで丸（円）が書けるか ○手を使わずにひとりで階段をのぼれるか ネグレクトの可能性
精神発達	正常な精神発達をしているか	○名前や年齢が言えるか ○色や物の大小が理解できるか ○精神発達の遅れ ネグレクトの可能性
生活習慣	う蝕リスクとなる生活習慣の有無	○生活リズム（起床、就寝、食事やおやつの時間） ○生活習慣（食事の内容や食べ方、砂糖を含むおやつや飲み物の摂取、卒乳・哺乳瓶の使用、歯磨き・仕上げ磨きの習慣、フッ化物配合歯磨剤の使用状況） ネグレクトの可能性
子育て状況	育児の負担感 育児不安	○子育てに余裕があるか ○子育てを相談する相手がいるか ○子育てを支援してくれる人が周りにいるか 子育て支援の必要性
心配事の有無		○問診票に記載がない場合も歯科医師の立場で尋ねる

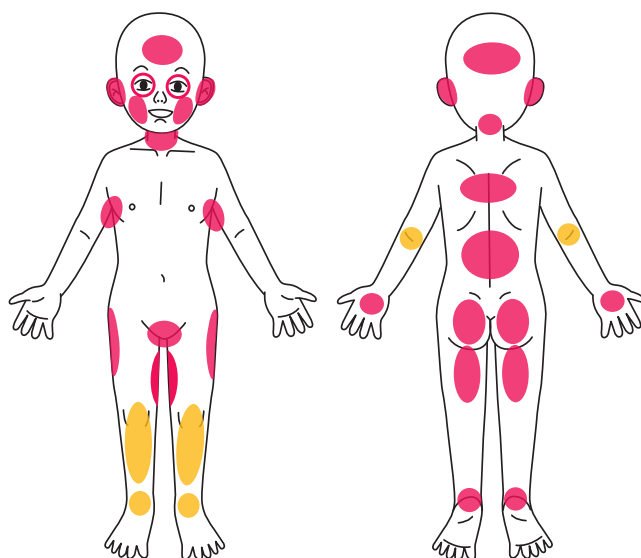
2. 歯科診察の手順と観察

	手 順	観察するポイント
1	入室時の様子	○歩き方、子どもの表情、親子の様子に不自然な点はないか
2	あいさつ 顎顔面・顔貌・口腔機能の視診	○あいさつと同時に、顔面の損傷、骨格や顎骨の偏位、口唇閉鎖、舌の動きや位置を観察する ネグレクトの可能性 身体的虐待の可能性 ○子ども自身や衣服の清潔度 ○手足の外傷の有無
3	頭部の視診	○歯科医師の膝の上に幼児の頭部を保持した際に、頭部に外傷性脱毛、傷等がないか 身体的虐待の可能性
4	歯垢付着状況の視診	○多量の歯垢付着 デンタルネグレクトの可能性
5	乳歯の萌出状況の視診	○乳歯萌出の遅れ ネグレクトの可能性
6	う蝕・要観察歯(CO)の視診	○極端にう蝕が多い、重度のう蝕 デンタルネグレクトの可能性 ○要治療歯の放置
7	口腔軟組織の視診	○重度の歯肉炎 デンタルネグレクトの可能性 ○口唇、歯肉、小帯、舌、口腔粘膜、口蓋の損傷 身体的虐待の可能性
8	その他の異常の視診	○口腔機能の発達の遅れはないか ○子ども虐待の兆候がないか

ここまでで「おや、何かおかしいな」という項目があれば
次の診査項目へ進んで下さい

3. 口腔・顎顔面・頭頸部の診査 (P20, 21, 22 参照)

- 多量の歯垢沈着
- 多数歯にわたるう蝕
- 重度の歯肉炎
- 歯・歯周組織の損傷
 - ・歯の外傷 説明のつかない歯冠破折、歯根破折、変色歯、歯の動揺、歯の脱臼
 - ・口唇、歯肉、舌、口腔粘膜、小帯、口蓋の不自然な傷
- 顎顔面・頭頸部の損傷
 - ・眼 眼の周りのあざや出血点
 - ・耳 耳介部の損傷（不慮の事故による損傷は少ない）聞こえるかどうか
 - ・鼻 鼻骨骨折
 - ・首 点状出血、索状痕（首を絞められた跡）
 - ・頭部 頭皮内の複数の損傷や抜毛痕
 - ・不自然なあざ、皮下出血、変色斑、骨折



4. 全身の診査 (P23 参照)

- あざ
- 打撲傷
- 火傷（たばこ、アイロン、熱湯）
- 骨折

■ 身体的虐待が疑われる部位
 ■ 日常生活で損傷しやすい部位

5. 子どもの様子 (P15 参照)

- 身長・体重がある時期から増加していない・横ばい
- 親の前で萎縮する
- 親になつかない
- 遊べない
- 多動、落ち着きがない
- うそをつく
- 徘徊する
- かみつく
- 乱暴
- 食行動の異常（むさぼり食い、過食、拒食）
- 自傷行為がある
- 感情のコントロールが難しい
- だれにでもべたべたする
- 無表情、笑わない
- 親の顔をうかがう、ビクビクしている、おびえがある
- 親になつかない、親と別れても泣かない
- 異様に甘える
- 身体や衣服が清潔でない

6. 保護者の様子 (P14 参照)

- 母子健康手帳をきっかけに得られるハイリスクな状態
 - ・婚姻状態
 - ・妊娠出産時の状況
 - ・手帳の発行状況
 - ・手帳の記載状況
- 保護者の既往歴（酒・薬物依存、心療内科の受診、うつ病等）
- 子どもへの接し方が不自然
- 子どもに対して拒否的
- 育児に対する不安がある、余裕がない
- 疲れた様子がある、表情が暗い
- しつけに厳しい、子どもをひどくしかる
- 子どもの事故に対する配慮がない
- 発症や受傷状況が説明できない
- 説明が二転三転する
- 受診までの時間経過が長い
- 子どもの病状、診断、説明に関心がない
- 保険証がない
- 待合室でトラブルをおこす
- 病院・スタッフへの不満が多い
- 経済的に余裕がない
- 子どもにきちんとした食事を与えていない
- 周囲に子育てを支援してくれる人がいない
- 親と子の衣服のアンバランス

★気になる点があれば健診票に記入し、保健師・歯科衛生士等 担当者に伝えてください

★診療所の場合は市区町村の子育て支援課等に連絡しましょう

マルトリートメントを防ぐために

※マルトリートメントとは子どもの虐待をより広く捉えた言葉です。(P3 参照)

子どもの虐待とは保護者がその子どもに対して行った、①**身体的虐待** ②**性的虐待** ③**ネグレクト** ④**心理的虐待**の4つの行為を言います。(P3 参照) ①と③は歯科と関係が深く、特にデンタルネグレクトの発見は、虐待を早い段階で防いでいくうえで重要です。(P9 参照)

3歳～6歳児（保育所・幼稚園健診、診療時）

基本的な生活習慣を身につける時期です。健診の機会も多くなり、むし歯や食習慣からネグレクト等に注意が必要です。

1. 子どもに関する事項の確認 保育所・幼稚園歯科健診の場合は担任の先生に確認する

区 分	確認ポイント	注意するポイント
一般事項	家族構成、出生順位、生活環境	○子どもの養育環境に注意
発育状況	体重・身長が発育状況	○極端な身体発育不良 ネグレクトの可能性
母子健康手帳	妊娠中、出生後の状況	○未婚、離婚、母親の年齢、既往歴、経済状況 ○健診、予防接種等の履歴、出産時の体重
運動発達 精神発達	正常な運動発達、 精神発達をしているか	○運動発達の遅れ ○精神発達の遅れ ネグレクトの可能性
生活習慣	う蝕リスクとなる 生活習慣の有無	○生活リズム（起床、就寝、食事やおやつの時間） ○生活習慣（食事の内容や食べ方、砂糖を含むおやつや飲み物の摂取、 卒乳・哺乳瓶の使用、歯磨き・仕上げ磨きの習慣、 フッ化物配合歯磨剤の使用状況） ネグレクトの可能性
子育て状況	育児の負担感 育児不安	○子育てに余裕があるか ○子育てを相談する相手がいるか ○子育てを支援してくれる人が周りにいるか 子育て支援の必要性
心配事の有無		○問診票に記載がない場合も歯科医師の立場で尋ねる
保育所・幼稚園での様子		○保育所・幼稚園での日頃の子どもの様子 ○日頃の保護者と子どもの様子 ○子どもが提供されるべきケアを受けているか ネグレクトの可能性

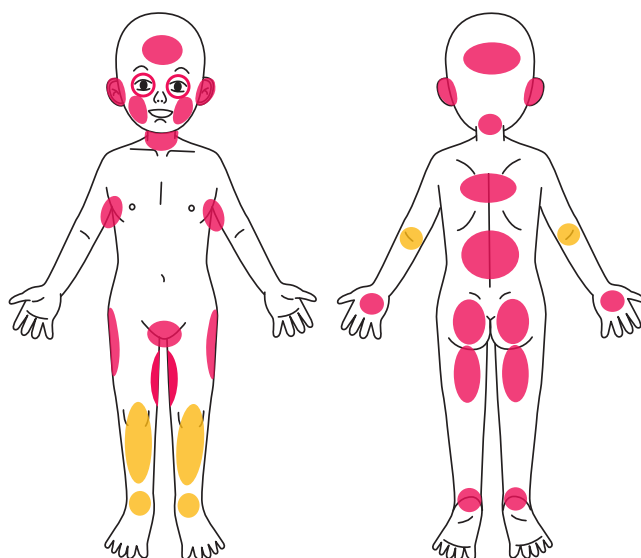
2. 歯科診察の手順と観察

	手 順	観察するポイント
1	入室時の様子	○歩き方、子どもの表情、親子の様子に不自然な点はないか
2	あいさつ 顎顔面・顔貌・口腔機能の視診	○あいさつと同時に、顔面の損傷、骨格や顎骨の偏位、口唇閉鎖、舌の動きや位置を観察する ネグレクトの可能性 ○子ども自身や衣服の清潔度 身体的虐待の可能性 ○手足の外傷の有無
3	頭部の視診	○頭部の外傷性脱毛、傷等の有無 身体的虐待の可能性
4	歯垢付着状況の視診	○多量の歯垢付着 デンタルネグレクトの可能性
5	萌出状況の視診	○乳歯永久歯の萌出の遅れ ネグレクトの可能性
6	う蝕・要観察歯(CO)の視診	○極端にう蝕が多い、重度のう蝕 デンタルネグレクトの可能性 ○要治療歯の放置
7	口腔軟組織の視診	○重度の歯肉炎 デンタルネグレクトの可能性 ○口唇、歯肉、小帯、舌、口腔粘膜、口蓋の損傷 身体的虐待の可能性
8	その他の異常の視診	○口腔機能の発達の遅れはないか ○子ども虐待の兆候がないか

ここまでで「おや、何かおかしいな」という項目があれば
次の診査項目へ進んで下さい

3. 口腔・顎顔面・頭頸部の診査 (P20, 21, 22 参照)

- 多量の歯垢沈着
- 多数歯にわたるう蝕
- 重度の歯肉炎
- 歯・歯周組織の損傷
 - ・歯の外傷 説明のつかない歯冠破折、歯根破折、変色歯、歯の動揺、歯の脱臼
 - ・口唇、歯肉、舌、口腔粘膜、小帯、口蓋の不自然な傷
- 顎顔面・頭頸部の損傷
 - ・眼 眼の周りのあざや出血点
 - ・耳 耳介部の損傷（不慮の事故による損傷は少ない）聞こえるかどうか
 - ・鼻 鼻骨骨折
 - ・首 点状出血、索状痕（首を絞められた跡）
 - ・頭部 頭皮内の複数の損傷や抜毛痕
 - ・不自然なあざ、皮下出血、変色斑、骨折



4. 全身の診査 (P23 参照)

- あざ
- 打撲傷
- 火傷（たばこ、アイロン、熱湯）
- 骨折

■ 身体的虐待が疑われる部位
■ 日常生活で損傷しやすい部位

5. 子どもの様子 (P15 参照)

- 身長・体重がある時期から増加していない・横ばい
- 身体や衣服が清潔でない
- 無表情、笑わない、あまりしゃべらない、あいさつができない
- 親の顔色をうかがう、ピクピクしている、おびえがある
- 親になつかない、親と別れても泣かない
- 生活のリズムが不規則
- 食行動の異常（むさぼり食い、過食、拒食）
- 朝ごはんを食べない時がある
- 食事やおやつの時間が決まっていない、おやつに甘いものが多い

- 多動、落ち着きがない
- 歯を磨いていない
- だれにでもベタベタする
- 家に帰りがたらない
- 元気がない
- 乱暴な言動、行動

6. 保護者の様子 (P14 参照)

- 母子健康手帳
 - ・婚姻状態
 - ・妊娠出産時の状況
 - ・手帳の発行状況
 - ・手帳の記載状況
- 保護者の既往歴（酒・薬物依存、心療内科の受診、うつ病等）
- 子どもへの接し方が不自然
- 子どもに対して拒否的
- 育児に対する不安がある
- しつけに厳しい、ひどくしかる
- 子どもにきちんとした食事を与えていない
- 経済的に余裕がない
- 親と子の衣服のアンバランス

- 周囲に子育てを支援してくれる人がいない
- 子どもの事故に対する配慮がない
- 保険証がない
- 医療機関を点々としている
- 子どもを異様に叱る、脅す、たたく
- 待合室でトラブルをおこす
- 病院・スタッフへの不満が多い
- 発症や受傷状況が説明できない
- 説明が二転三転する
- 受診までの時間経過が長い
- 子どもの病状、診断、説明に関心がない
- 再診を望まない
- キャンセルが多い

★気になる点があれば保育所・幼稚園健診では担当者に伝えて下さい

★診療所の場合は市区町村の子育て支援課等に連絡しましょう

マルトリートメントを防ぐために

※マルトリートメントとは子どもの虐待をより広く捉えた言葉です。(P3 参照)

子どもの虐待とは保護者がその子どもに対して行った、①**身体的虐待** ②**性的虐待** ③**ネグレクト** ④**心理的虐待**の4つの行為を言います。(P3 参照) ①と③は歯科と関係が深く、特にデンタルネグレクトの発見は、虐待を早い段階で防いでいくうえで重要です。(P9 参照)

小学生・中学生（学校歯科健診、診療時）

小学生は子ども虐待の件数の最も多い年齢です。
(特に身体的虐待が多い)

1. 子どもに関する事項の確認

学校歯科健診の場合は担任・養護の先生に確認する

区 分	確認ポイント	注意するポイント
一般事項	家族構成、出生順位、生活環境	○子どもの養育環境に注意
発育状況	体重・身長が発育状況	○極端な身体発育不良 ネグレクトの可能性
清潔度	身体や衣服が清潔か	○日頃の子どもの様子はどうか ネグレクトの可能性
運動発達 精神発達	正常な運動発達、 精神発達をしているか	○運動発達の遅れ ○精神発達の遅れ ネグレクトの可能性
生活習慣	う蝕リスクとなる 生活習慣の有無	○生活リズム（起床、就寝、食事や間食の時間） ○生活習慣（食事の内容や食べ方、間食や飲み物の内容や摂取の状況、 歯磨き・仕上げ磨きの習慣、フッ化物配合歯磨剤の使用状況） ネグレクトの可能性
子育て状況	育児の負担感 育児不安	○子育てに余裕があるか ○子育てを相談する相手がいるか ○子育てを支援してくれる人が周りにいるか 子育て支援の必要性
心配事の有無		○問診票に記載がない場合も歯科医師の立場で尋ねる
学校での様子	遅刻、不登校傾向、 忘れ物、健康状態	○子どもが提供されるべきケアを受けているか ネグレクトの可能性

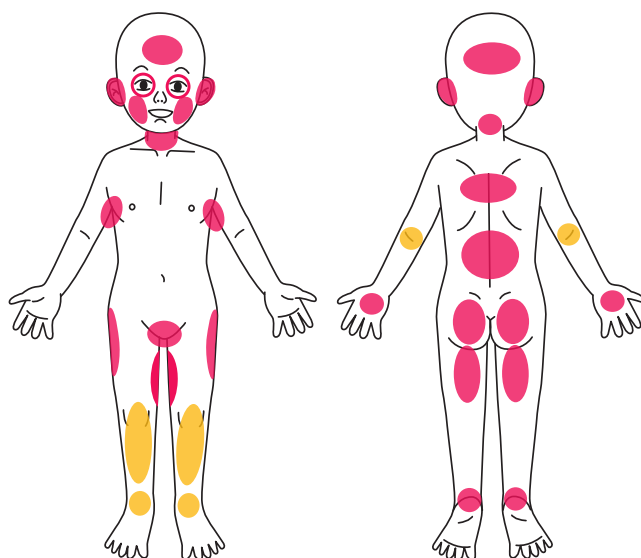
2. 歯科診察の手順と観察

	手 順	観察するポイント
1	入室時の様子	○入室時の歩き方、子どもの表情、待っている時の子どもの様子に 不自然な点はないか
2	あいさつ 顎顔面・顔貌・口腔機能の視診	○あいさつと同時に、顔面の損傷、骨格や顎骨の偏位、 口唇閉鎖、舌の動きや位置を観察する ○子ども自身や衣服の清潔度 ○手足の外傷の有無 ネグレクトの可能性 身体的虐待の可能性
3	頭部の視診	○頭部の外傷性脱毛、傷等の有無 身体的虐待の可能性
4	歯垢付着状況の視診	○多量の歯垢付着 デンタルネグレクトの可能性
5	萌出状況の視診	○永久歯萌出の遅れ ネグレクトの可能性
6	う蝕・要観察歯(CO)の視診	○極端にう蝕が多い、重度のう蝕 ○要治療歯の放置（経年的） デンタルネグレクトの可能性
7	口腔軟組織の視診	○重度の歯肉炎 ○口唇、歯肉、小帯、舌、口腔粘膜、口蓋の損傷 デンタルネグレクトの可能性 身体的虐待の可能性
8	その他の異常の視診	○口腔機能の発達の遅れはないか ○子ども虐待の兆候がないか

ここまでで「おや、何かおかしいな」という項目があれば
次の診査項目へ進んで下さい

3. 口腔・顎顔面・頭頸部の診査 (P20, 21, 22 参照)

- 多量の歯垢沈着
- 多数歯にわたるう蝕
- 重度の歯肉炎
- 歯・歯周組織の損傷
 - ・歯の外傷 説明のつかない歯冠破折、歯根破折、変色歯、歯の動揺、歯の脱臼
 - ・口唇、歯肉、舌、口腔粘膜、小帯、口蓋の不自然な傷
- 顎顔面・頭頸部の損傷
 - ・眼 眼の周りのあざや出血点
 - ・耳 耳介部の損傷（不慮の事故による損傷は少ない）聞こえるかどうか
 - ・鼻 鼻骨骨折
 - ・首 点状出血、索状痕（首を絞められた跡）
 - ・頭部 頭皮内の複数の損傷や抜毛痕
 - ・不自然なあざ、皮下出血、変色斑、骨折



4. 全身の診査 (P23 参照)

- あざ
- 打撲傷
- 火傷（たばこ、アイロン、熱湯）
- 骨折

■ 身体的虐待が疑われる部位
■ 日常生活で損傷しやすい部位

5. 子どもの様子 (P15 参照)

- 身長・体重がある時期から増加していない・横ばい
- 身体や衣服が清潔でない
- 無表情、笑わない、あまりしゃべらない、あいさつができない
- 親の顔をうかがう、ピクピクしている、おびえがある
- 親になつかない
- 生活のリズムが不規則
- 食行動の異常（むさぼり食い、過食、拒食）
- 朝食を食べない時がある
- 食事や間食の時間が決まっていない、おやつに甘いものが多い
- 多動、落ち着きがない
- 急激な学力の低下
- 歯磨きをしない時がある
- 家に帰りがたらない
- 適度な運動をしていない
- 不登校、遅刻、忘れものが多い
- 服装の乱れ
- 乱暴な言動、行動
- 元気がない
- 健診時に歯を磨いて来ない
- 常識、社会性の顕著な欠如

6. 保護者の様子 (P14 参照)

- 保護者の既往歴（酒・薬物依存、心療内科の受診、うつ病等）
- 子どもへの接し方が不自然
- 子どもに対して拒否的
- 育児に対する不安がある
- しつけに厳しい、ひどくしかる
- 子どもにきちんとした食事を与えていない
- 経済的に余裕がない
- 子どもの事故に対する配慮がない
- 周囲に子育てを支援してくれる人がいない
- 子どもをかわいくないと平気でいう
- 保険証がない
- 医療機関を点々としている
- 子どもを異様に叱る、脅す、たたく
- 待合室でトラブルをおこす
- 病院・スタッフへの不満が多い
- 発症や受傷状況が説明できない
- 説明が二転三転する
- 受診までの時間経過が長い
- 子どもの病状、診断、説明に関心がない
- 再診を望まない
- キャンセルが多い
- 未払いが多い
- 親と子の衣服のアンバランス

★気になる点があれば学校歯科健診では学校側へ伝えて下さい

★診療所の場合は市区町村の子育て支援課等に連絡しましょう

参考文献

- ・改訂「愛知県母子健康診査マニュアル」 (第9版)
- ・医療機関のための子育て支援ハンドブック ～気になる親子に出会ったら～ (東京都 2006)
- ・チームで行う児童虐待対応 ～病院のためのスタートアップマニュアル～ (東京都 2009)
- ・子どもたちの笑顔 みんなの宝
～子育て支援デンタルネグレクトからの気付き～ (広島県歯科医師会 2008)
- ・新・子どもの虐待 ～生きる力が侵されるとき～ 森田ゆり (2004 岩波書店)
- ・愛知県 医療機関用 子どもの虐待対応マニュアル改訂版 (2006年度)
- ・奥山眞紀子 子ども虐待 東京都歯科医師会雑誌 (第51巻第12号2003年12月)
- ・子ども虐待対応の手引き
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室 (平成21年3月31日改正版)
- ・歯科医療機関用 児童虐待対応マニュアル (愛知県歯科医師会 平成15年4月)
- ・虐待フォローネットワークの事例報告 法歯科医学会 第5回学術大会講演要旨集
- ・子ども虐待の臨床 医学的診断と対応 編著 坂井聖二他 (南山堂)
- ・臨床法医学テキスト 編著 佐藤善宣 (中外医学社)
- ・法医学と歯科医師のコラボレーションについて 長尾正崇
第3回学術大会教育講演1 (日本法歯科医学会誌 第3巻・第1号)
- ・児童虐待死亡ゼロをめざした支援のあり方について
～東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書～
(編集・発行 東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 平成21年4月発行)
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (平成22年7月)
社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第6次報告
- ・児童虐待の援助法に関する文献研究
～戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析～
- ・児童虐待に関する文献(2000～2007年)の紹介
(発行 編集 子どもの虹情報研修センター 平成21年3月31日)
- ・児童虐待への対応の実態と防止に関する研究
企画・編集 財団法人 社会安全研究財団内「児童虐待防止研究会」
(発行 財団法人 社会安全研究財団 平成18年3月発行)

写真提供

- ・長尾 正崇 (広島大学大学院医歯薬学総合研究科 教授)
- ・福田 理 (愛知学院大学歯学部小児歯科学講座 教授)
- ・山田 良広 (神奈川歯科大学社会医学系社会歯科学講座法医学分野 教授)
- ・都築 民幸 (日本歯科大学生命歯学部歯科法医学 教授)

関連ホームページ

- ・子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（CAPNA） <http://www.capna.jp/index.html>
- ・子どもの虐待防止センター <http://www.ccap.or.jp/>
- ・愛知県児童相談センター、児童・障害者 <http://www.pref.aichi.jp/owari-fukushi/jiso/>
- ・愛知県児童相談センター子ども相談 http://www.pref.aichi.jp.jiso.index_jiso.html
- ・あいち小児保健医療総合センター <http://www.achmc.pref.aichi.jp/>
- ・社団法人チャイルド・セーフティネット協会 <http://www.child-safetynet.jp/>
- ・日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN） <http://www.jaspcan.org/>
- ・子ども虐待防止 オレンジリボン運動 <http://www.orangeribbon.jp/about/child/abuse.php>
- ・子どもの虹情報研修センター <http://www.crc-japan.net/index.php>
- ・SBI（Children's Hope Foundation）子ども希望財団 <http://www.sbigroup.co.jp/zaidan>
- ・米国小児歯科学会 <http://www.aapd.org>

子どもの虐待対応マニュアル

編集委員（児童虐待防止対応マニュアル専門委員）

池山 豊子（愛知県歯科衛生士会 会長）
大野香代子（尾張福祉相談センター センター長）
岡本 弥生（市町村保健師協議会 小牧市保健センター 主査）
清水 信行（愛知県市長会 安城市社会福祉課長）
瀧澤 元美（豊橋市保健所こども保健課 技師）
城 義政（愛知県医師会 理事）
坪井 信二（愛知県健康福祉部健康対策課 主任専門員）
戸澤まゆみ（愛知県教育委員会健康学習課 指導主事）
中垣 晴男（愛知学院大学歯学部口腔衛生学講座 教授）
長尾 正崇（広島大学大学院医歯薬学総合研究科 教授）
原田 和久（愛知県町村会 設楽町町民課長）
平井みどり（新城保健所健康支援課 主任主査）
廣浦 定子（西尾保健所健康支援課 課長）
福田 理（愛知学院大学歯学部小児歯科学講座 教授）
渡辺 浩志（愛知県健康福祉部児童家庭課 課長補佐）
＊外部有識者委員（50音順）

事務局
愛知県歯科医師会
会 長 渡辺 正臣
専務理事 須賀 均
愛知県警察歯科医会
専務理事 杉浦 隆彦
理 事 西村 助吉
理 事 江坂 匡史
理 事 大野 勝弘
理 事 岩田 幸久

発 行 者 愛 知 県
発 行 日 平成 24 年 3 月 31 日
編 集 愛知県児童虐待防止対応マニュアル専門会議
事 務 局 愛知県歯科医師会
住 所 名古屋市中区丸の内 2 丁目 4 - 7
愛知県産業貿易館西館 9 F
電 話 052-962-8020